## 協議会員の新規加入について

機関名	加入理由
公益財団法人 全国市町村研修財団 市町村職員中央研修所	本協議会規約 第4条 二による
	千葉市が一時滞在施設として指定
	させていただいており、海浜幕張駅周
	辺帰宅困難者等対策協議会の委員と
	して、情報の交換をする必要があるた
	め。

## 【参考】海浜幕張駅周辺帰宅困難者等対策協議会規約 抜粋

## (組織)

**第4条** 協議会は、次の各号に掲げる者のうち、協議会へ参加を表明した構成員を もって組織する。

- 一 交通事業者
- 二 駅周辺民間事業者
- 三 幕張新都心まちづくり協議会
- 四 警察
- 五 千葉県
- 六 千葉市
- 七 前各号に掲げる者のほか、協議会において特に必要があると認める者